

2歳女兒踏みつけ殺害

広島 容疑で同居男を逮捕

広島東署は二十五日、同居女性の長女(二)を足で踏みつけて殺害したとして、殺人の疑いで、広島市東区山根町、コンビニ店長吉村雅史容疑者(三三)を逮捕した。

逮捕容疑は二十五日午前二時ごろ、自宅マンションの寝室で、同

ちゃんの腹部を足で踏みつけるなどして殺害したとされる。

署によると、大筋で容疑を認めている。朱音ちゃんの背中や足には、古いものも含め複数のあざがあることか

ら、日常的な虐待があったかどうか動機も含めて調べる。今年の夏から三人で同居をしていた。

吉村容疑者は午前二時に仕事から帰宅。午前七時ごろに「様子がおかしい」と自ら一

九番した。女性は別の部屋で寝ていて気付かなかった。

広島市児童相談所に



居するパート従業員女性(三三)の長女尾崎朱音

によると、これまでに近所の住民も含め通報や相談などはなかった。近くに住む主婦(四三)は「マンションの近くを」

通る時、夏ごろから幼い子どもの『ぎゃー』という泣き声をよく聞いた。気になってはい

児童虐待防止

親権の一時停止新設

法制審議会案 家裁判断で最長2年

親による子への虐待防止のため親権制度の見直しを検討する法制審議会(法相の諮問機関)の部会は15日、家庭裁判所の判断で親権を一時的に停止する制度の新設を盛りこんだ要綱案をまとめた。来年2月の法制審総会で最終決定し、法相に答申。法務省は来年の通常国会に民法改正案などを提出する方針。

親権停止制度は、子供に適切な治療を受けさせない医療ネグレクト(放棄)や、虐待が疑われて施設に入所した子供を親権を盾にして連れ戻そうとする行為などへの対応策として想定。子や親族、検察官などの申し立てを受け、家庭裁判所が虐待などが出ていると判断すれば、親権を最長2年間停止する。親権の乱用に関する現行法の制度は無期限の親権喪失のみ。現場から「期限なく親権すべてを失わせるため、申し立てに踏

親権制度の見直しに関する要綱案のポイント

- 親権行使が困難、不相当で子の利益を害するときに親権を2年以内で停止する制度を新設。子や親族、検察官らの請求により家庭裁判所が審判
- 法人が未成年後見人になることを容認
- 複数の未成年後見人を容認
- 子の監護、教育が子の利益のためにされることを明記

み切りにくい」との指摘が出ていた。一時停止の制度を設けることで、虐待に迅速かつ柔軟に対応できるようにする。

要綱案は既存の親権喪失制度も見直し、子の親族と検察官に限っている親権喪失の請求者に、子本人と未成年後見人を加えた。さらに未成年後見人の条件を緩和。虐待を

▼親権 未成年の子に対する父母の権利と義務の総称。民法で規定され、監護教育権や居住指定権、財産管理権、懲戒権などで構成されている。乱用に対し喪失宣告を家庭裁判所に請求でき、現

受けた児童を施設に保護した社会福祉法人などが後見人に就くことが可能になる。現在は1人に限られている後見人を複数選ぶことを認め、共同で親権を行使できるようにする。引き受け手を増やし、親による親権行使を停止する間の受け皿を確保する狙いだ。

このほか親権者が子の利益のために監護、教育をすべきことを明文化。親が子を叱る権利「懲戒権」は監護と教育のために必要な範囲に限るとの要件を加え、しつこ

在は親族や検察官のほか、児童福祉法に基づき児童相談所長も請求人になれる。虐待などで緊急に子供の安全確保を図る必要がある場合は、家裁の審判前に保全処分を求めることもできる。

虐待の区別を示した。親の改善支援を津崎哲郎・花園大教授現在の親権喪失はオー

ちだ。親権停止制度の導入は一步前進といえる。運用は実際のケースの積み上げが必要になる。一方で親権の停止中に親の姿勢がどう改善するかが重要。法律を超える部分だが、停止期間は親にと

っても自らを修正する好機だ。日本は支援の枠組みが十分ではない。行政が親との間に調整者を立てるなどして「親業のトレーニング」といったサービスを提供する必要がある。

届かない「子ども預かって」

対応改善へ 市が報告書

大阪府で七月に発覚した二幼児放置死事件で、一月まで名古屋市中区に住んでいた元風俗店従業員の下村早苗容疑者(三三)が昨年十二月、中区役所に「子どもを一時保護してほしい」と電話で相談していたことが分かった。市中央児

童相談所は四カ月前に警察から「将来、ネグレクト(育児放棄)のおそれがある」との通報を受け、母子の存在を把握していたが、区役所と情報を共有できず、支援に結び付かなかった。

名古屋市中に相談 見相へ伝わらず



市が十四日に発表した検証委員会の報告書によると、昨年十二月八日、下村容疑者から中区役所に「夜の仕事を子どもの面倒を見られない。一時保護してほしい」との電話があった。時間外だったため担当外の職員が対応し、見相を紹介した。下村容疑者から聞き取った内容と携帯電話の番号をネグレクトに発展する可能性がある」と市中央児相に通告した。これを受けて中央児相の担当者は電話連絡を七回、家庭訪問を二回したが接触できなかったのは最初の電話一回だけ。下村容疑者は「困っている」とは特になく、知人の家に引っ越し、住所が分からないのであつたため連絡する」と話した。このため昨年八月三十一日を最後に働き掛けをやめていた。

母子が事件前に住んでいた名古屋市中区では行政が二度にわたり接触したが、「もう一歩」踏み込めないままに終わり、結果として二児を救うことはできなかった。

市の報告書によると、市中央児童相談所や区役所は、母親が再三の電話に回答しなかったため「相談意欲が薄い」と判断。その後は接触を試みなかった。報告書はこの点を、虐待が社会との接触がない家庭で起きていく過去の例からみて危険な考え方と指摘。「行政が研ぎ澄ました感覚で積極的にかかわる」よう求めている。

市中央児相の対応に關しては、転居で連絡が取りづらくなった点などから虐待を疑って対応すべきだったと指摘。見相内のすべての案件をチェックして助言できる経験豊富な指揮管理者を置くよう求められている。

大阪2幼児放置死事件

今年7月30日、大阪府西区の下村早苗容疑者(三三)殺人容疑で逮捕、精神鑑定のため留置中のマンシヨン自室から長女桜子ちゃん(三)と写真(三)、長男楓ちゃん(一)の遺体が見つかった。下村容疑者は6月上旬から7月下旬に2人を部屋に置き去りにしており、食事がとれずに衰弱死したとみられる。下村容疑者は1月ごろから「育児が嫌になった」と外泊を繰り返していた。取り調べに「子どもが自分でご飯を食べられないのは分かってた」と供述している。

すぐ対応しないと危険

日本子どもの虐待防止民間ネットワーク(名古屋市中区)の岩城正光理事長の話。母親が行政に「子どもを預かって」と訴えるのは、かなり緊急のSOS。即座に対応しないと危険だ。行て行政に携わる人はどこかで「甘やかしてはいけない」と思っていないか。頑張る母に「もう少し頑張れ」は禁句。心を閉ざしてしまう可能性がある。行政に限らず社会全体が子育てに苦しむ母親に「無理しないでいいんだよ」とのメッセージを送る必要がある。

相談員は翌九日十時に二回電話をかけた。メッセージを残したが電話はなかった。相談員は見相への連絡はしなかった。今年八月に事件を捜査する大阪府警の照会で電話をかけたのが下村容疑者だったと判明した。

昨年八月には、母子が当時住んでいた中区のマンシヨン通路で午後十一時ごろ、長女桜子ちゃん(三)が泣いて母親を捜しているところを保護された。一時

区役所の問題点としては、担当以外の職員でも十分な対応ができるよう危機意識を高め、電話応対の際の質問項目をあらかじめ決めておくことなどを提言している。

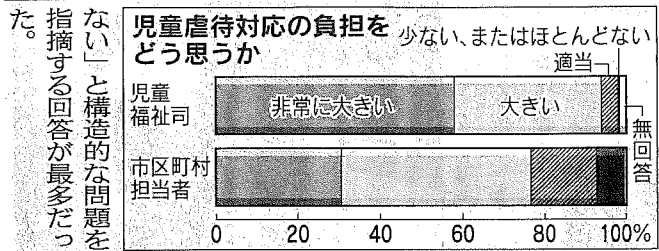
報告書は、児童虐待の専門家や児相職員、市職員、警察官など三十人で行く「(なごや)子どもサポート中区代表者会議」の検証委員会が四回の会議を開いて作成した。

児童福祉司94%「負担大」

虐待対応、体制再編急務に

都道府県や政令指定都市などの児童相談所で児童虐待問題を担当する児童福祉司のうち94%が、児童虐待への対応業務について負担の大きさを実感していることが7日、総務省が公表した意識調査で明らかになった。児童相談所と連携するなど問題に当たる市区町村の担当職員も77%が負担の大きさを感じていると訴えており、各自治体は体制の再構築を迫られそうだ。

児童福祉司の約半数が、市区町村との役割分担を「うまくいっていない」と答え、その理由として約3分の2が対応方針などの「意識統一が図られていない」と指摘している。



児童虐待対応の負担を「非常に大きい」と感じる児童福祉司は94%、市区町村担当者の77%。要因として「人員配置に余裕がなく、きめ細かなケアを行う時間が少ない」と構造的な問題を指摘する回答が最多だった。

厚生労働省の集計によると、全国の児童相談所が2009年度に対応した児童虐待の相談件数は4万4211件で10年前の3・8倍。一方、相談所で対応する児童福祉司は10年前の倍増の2428人ととどまっている。

調査は、児童虐待防止に関する政策評価の一環として8～9月に実施。児童福祉司と市区町村担当者では全国計2570人のうち82%から回答を得た。

児童福祉司の約半数が、市区町村との役割分担を「うまくいっていない」と答え、その理由として約3分の2が対応方針などの「意識統一が図られていない」と指摘している。